

令和元年度 北九州市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

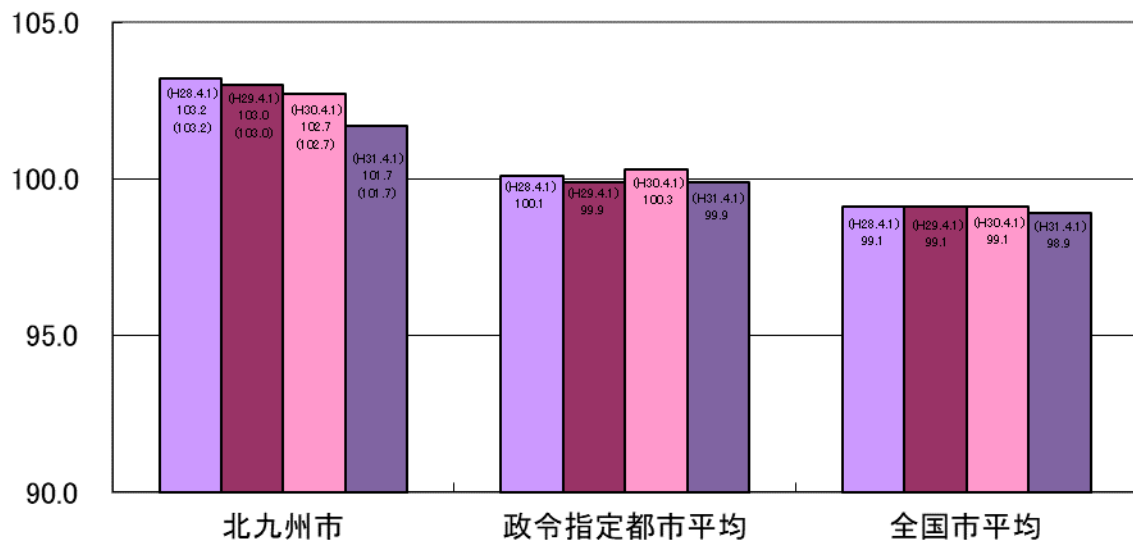
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度 人件費率
平成30年度	人 955,935	千円 548,551,194	千円 1,898,515	千円 110,331,813	% 20.1	% 20.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
平成30年度	人 11,493	千円 47,500,345	千円 8,748,179	千円 19,178,341	千円 75,426,865	千円 6,563	千円 6,995

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の普通会計に属する一般職職員の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 政令指定都市平均とは、政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したもの。
- ※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市職員の給与の水準は、本市人事委員会の勧告に基づく給与改定により、市内民間給与との均衡を図っており、また、諸手当についても、国に準拠しているところです。

その結果、ラスパイレス指数が100を超えていますが、本市職員の給与については、市内民間給与を踏まえた本市人事委員会の勧告や国及び他都市の動向等を踏まえながら、今後とも適正な水準となるよう努めてまいります。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	市内民間 A	本市職員 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和元年度	円 400,371	円 399,814	557円 (0.14%)	% 0.14	% 0.14	% 0.09

(注) 「市内民間」は、単純平均による給与ではなく、役職段階、年齢等の人員構成が本市と同様であるものとして、市内民間従業員の4月分給与を加重平均した給与です。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告			改定月数	年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	市職員の支 給月数 B	較差 A－B			
令和元年度	月 4.50	月 4.45	月 0.05	月 0.05	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「市職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	45.3 歳	350,245 円	428,267 円	390,391 円
福岡県	42.8 歳	322,722 円	407,124 円	361,360 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
政令指定都市平均	41.8 歳	319,895 円	436,783 円	379,775 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 31 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、平均給与月額から、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、管理職特別勤務手当及び管理職手当の加算額を除いたものです。

3 上記の(注) 1 及び 2 の内容は、以下のイ 教育職の「平均給料月額」、「平均給与月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」についても同様です。

イ 教育職

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高等学校	北九州市	47.9 歳	361,452 円	420,570 円
	福岡県	46.8 歳	380,286 円	440,858 円
	政令指定都市平均	44.8 歳	371,129 円	454,455 円
小・中学校	北九州市	43.4 歳	352,239 円	396,012 円
	福岡県	43.3 歳	354,736 円	406,439 円
	政令指定都市平均	41.3 歳	347,616 円	417,661 円

(2) 職員の初任給の状況(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分		北九州市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	186,700 円	総合職(大卒) 185,200 円 一般職(大卒) 180,700 円
	高校卒	152,600 円	152,500 円	一般職(高卒) 148,600 円

高等学校教育職	大学卒	212,400 円	208,600 円	—
小・中学校教育職	大学卒	209,100 円	208,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	267,400 円	338,600 円	359,600 円	373,800 円
	高校卒	216,100 円	307,200 円	338,600 円	359,600 円
高等学校教育職	大学卒	301,300 円	382,800 円	404,400 円	412,800 円
小・中学校教育職	大学卒	296,500 円	374,300 円	391,700 円	401,300 円

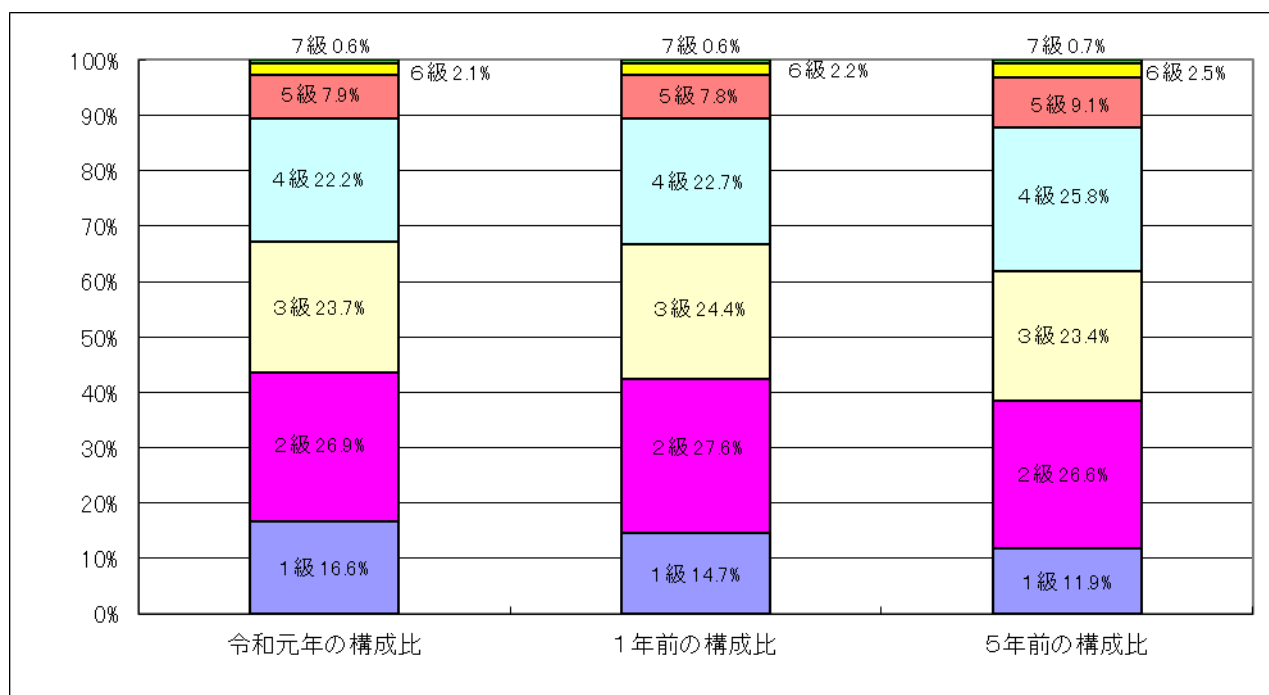
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

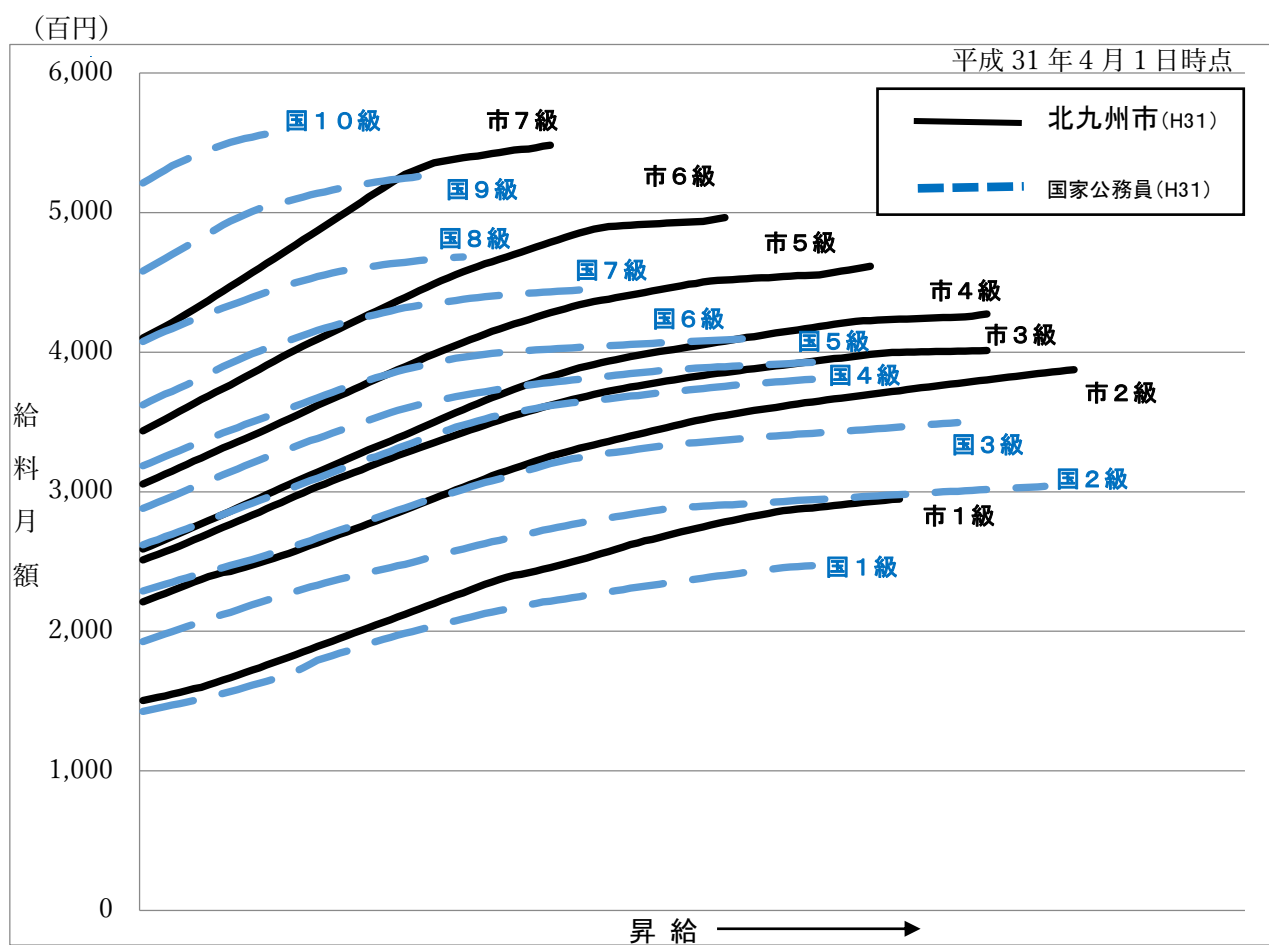
区 分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	係員	人 756	% 16.6	円 150,400	円 294,700
2 級	主任	人 1,221	% 26.9	円 221,100	円 387,500
3 級	主査	人 1,078	% 23.7	円 251,100	円 401,100
4 級	係長・指導主事	人 1,010	% 22.2	円 258,900	円 427,400
5 級	課長	人 357	% 7.9	円 305,600	円 461,500
6 級	部長	人 97	% 2.1	円 343,500	円 496,400
7 級	局長・区長	人 28	% 0.6	円 410,100	円 548,300

(注) 1 北九州市職員の給与に関する条例並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例に基づく職務の級区分による職員数です。

2 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入した数値です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北九州市	福岡県	国
1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,646千円	1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,638千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 北九州市の管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを「7.2%～23.5%」としています。

【参考】 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

北九州市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額 (平成30年度)	2,557千円	22,265千円		—	—
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)		

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職員に支給された平均額です。

2 平成31年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		1,539,690千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		131,350円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）

北九州市 (医師及び歯科医師以外)	3%	10,895 人	3%
北九州市 (医師及び歯科医師)	16%	14 人	16%
東京都特別区	20%	22 人	20%
福岡市	10%	4 人	10%

(4) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

区 分	全 職 種
支給実績 (平成30年度決算)	415,350 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	78,442 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	44.2%
手当の種類 (手当数)	11 種類

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症予防等業務 手当	- 保健所に勤務する保健師 - 保健所に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師 - 保健環境研究所に勤務する一般技術員 - 職員	(1) 保健所に勤務する保健師が、結核患者、感染症患者等に対する訪問療養指導の業務に従事したとき (2) 保健所に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師並びに食品衛生検査所に勤務する一般技術員が、細菌、寄生虫卵等の検査業務に従事したとき (3) 保健環境研究所に勤務する一般技術員が、公衆衛生及び環境衛生に必要な試験、調査又は研究の業務に従事したとき (4) 健康診断に必要な直接採便、移送作業又は消毒作業に従事したとき	1,856 千円	(1)の業務 日額 220 円 (2)の業務 臨床検査技師及び衛生検査技師 日額 330 円 一般技術員 日額 190 円 (3)の業務 日額 340 円 (4)の業務 日額 340 円
放射線取扱 手当	- 診療放射線技師 - 診療エックス線技師	有害放射線の影響を受ける作業に従事したとき	66 千円	日額 360 円

夜間特殊 業務手当	・子ども総合センターに勤務する職員 ・消防吏員 ・夜間休日・急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師、准看護師	(1) 子ども総合センターに勤務する職員及び消防吏員が、正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日午前5時まで。以下同じ。)において行う業務に従事したとき (2) 夜間・休日急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師及び准看護師が、正規の勤務時間として深夜において行う看護等の業務に従事したとき	44,011 千円	(1)の業務 深夜の全部を含む勤務 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円 (2)の業務 深夜の全部を含む勤務 1 回につき 7,300 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 4 時間以上のとき 1 回につき 3,550 円 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき 1 回につき 3,100 円 深夜における勤務時間が 2 時間未満のとき 1 回につき 2,150 円 上記(2)の業務に従事する場合において、勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とすると管理者が認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1 回につき当該各号に定める額を加算する。 (1) 通勤距離が片道 1 キロメートル以上 5 キロメートル未満の職員 380 円 (2) 通勤距離が片道 5 キロメートル
----------------------	--	--	------------------	---

				以上 10 キロメートル未満の職員 760 円 (3) 通勤距離が片道 10 キロメートル以上の職員 1,140 円
特殊現場業務手当	職員	(1) 大気汚染防止法、北九州市公害防止条例等の規定に基づき工場等に立ち入って行う検査業務又は水質汚濁防止法の規定に基づき、海上における公害調査業務に従事したとき (2) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所）において行う次のいずれかに該当する業務に従事したとき ア 建築物、道路、橋りょう、管渠等の建設又は改修のための工事現場における監督又は作業 イ 測量作業又は公害立入検査 ウ 消防吏員が、危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所において行う検査 エ 消防吏員が、はしご車等を利用して高所において行う警防作業又は訓練 オ アからエまでに掲げる業務のほか、市長がこれらに相当すると認める業務 (3) 下水道管渠内に立ち入って下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき (4) 船舶に乗り込む職員が、次のいずれかに該当する業務に従事したとき ア 旅客等の海上輸送を行う業務 イ 旅客等の海上輸送のため行う食料を必要とする航海の業務	2,695 千円	(1)の業務 日額 240 円 (2)の業務 ア 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円 イ 作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円

		ウ 旅客等の海上輸送のため行う船長の業務		(3)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (4)の業務 ア 日額 1,400 円 イ 日額 460 円 ウ 日額 280 円
消 防 特 殊 活動手当	・ 消防吏員	(1) 水火災その他の災害の警防作業に従事したとき (2) 交通災害その他の災害により負傷を受けた者の緊急救助作業に従事したとき (3) 潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき (4) 化学消防艇に乗船する消防吏員が、食料を必要とする航海に従事したとき	60,432 千円	(1)の業務 機関員 1 件につき 560 円 その他の消防吏員 1 件につき 360 円 (2)の業務 機関員 1 件につき 270 円 救急救命士の資格を有する消防吏員 1 件につき 350 円 (救急救命処置の業務に従事したときは、510 円) その他の消防吏員 1 件につき 190 円 (3)の業務 1 時間につき 310 円 (4)の業務 航海 1 回につき 460 円
ヘ リ コ プ タ ー 操 縦 等 手 当	消防吏員	(1) ヘリコプターの操縦業務に従事したとき (2) ヘリコプターの整備業務に従事したとき (3) ヘリコプターの搭乗業務に従事したとき	5,625 千円	(1)の業務 飛行時間の経験が 3,000 時間以上 日額 4,400 円 2,000 時間以上 3,000 時間未満 日額 4,100 円 1,000 時間以上 2,000 時間未満 日額 3,600 円 1,000 時間未満 日額 2,200 円 (2)の業務 2 等航空整備士以上の資格を有する消防吏員

				日額 2,100 円 3 等航空整備士の資格を有する消防吏員 日額 1,700 円 その他の消防吏員 日額 580 円 (3)の業務 搭乗時間 1 時間につき 1,200 円 空中機外活動時間 1 時間につき 1,900 円
国 際 緊 急 援助手当	消防吏員	国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において国際緊急援助活動に従事したとき	—	日額 4,000 円
教 育 業 務 連 絡 指 導 手当	主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭又は教諭	当該担当に係る業務に従事したとき	28,580 千円	日額 200 円
教 員 特 殊 業務手当	小学校、中学校、特別支援学校、高等学校又は幼稚園に勤務する教員	(1) 非常災害時の緊急業務で児童、生徒若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき (2) 非常災害時等の緊急業務で児童、生徒若しくは幼児の負傷、疾病等に伴う緊急の業務又は児童若しくは、生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき (3) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童、生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき (4) 対外運動競技等において児童、生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日（以下「週休日等」という。）に行うものに従事したとき	220,042 千円	(1)の業務 日額 8,000 円 (2)の業務 日額 7,500 円 (3)の業務 日額 5,100 円 (4)の業務 日額 5,100 円 (5)の業務 日額 2,700 円 (6)の業務 日額 900 円

		(5) 部活動における児童、生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事したとき (6) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うものに従事したとき		
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	当該学級における授業又は指導に従事したとき	324 千円	日額 290 円

<平成27年4月1日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれらに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために外勤折衝事務に従事したとき	392 千円	日額 650 円
動物取扱手当	職員	(1) 狂犬病の予防注射、咬傷犬の鑑定、傷病犬の治療、抑留犬の返還、不用犬の引取り又は回収等のため、飼い犬等を直接取り扱う業務に従事したとき (2) 緊急を要する場合において行う野犬等の捕獲業務に従事したとき	583 千円	(1)の業務 日額 260 円 (2)の業務 日額 950 円
食肉センター業務手当	食肉センターに勤務すると畜検査員、食鳥検査員	食肉センターに勤務すると畜検査員、食鳥検査員がその業務に従事したとき	666 千円	日額 910 円
環境業務手当	環境センター又は施設課に勤務する一般技術員	環境業務に従事したとき	588 千円	係長相当職より下位の職員 日額 400 円 その他の職員（課長・部長職相当の職員を除く） 日額 130 円
高気圧内作業手当	職員	圧搾空気内で行う下水道管渠等の建設工事の調査、検査等の作業に従事したとき	—	気圧が 0.2 メガパスカルまでのとき 1 時間につき 210 円 気圧が 0.2 メガパスカルを超え、0.3 メガパスカルまでのとき

				1 時間につき 560 円 気圧が 0.3 メガパスカルを超えると き 1 時間につき 1,000 円
電 気 主 任 技 術 者 手 当	電気事業法に規定する主任技術者に選任された職員	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務に従事したとき	108 千円	月額 3,500 円
福 祉 業 務 手 当	・保健福祉課、保護課（本庁に置かれるものを除く。）、保護第一課、保護第二課又は保護第三課に勤務する職員（保育士（市長が指定する者に限る。以下同じ。）を除く。）、 ・子ども総合センター、障害福祉センター又は地域交流センターに勤務する職員（保育士を除く。）、 ・子ども総合センター又は保育所に勤務する保育士 ・地域交流センターに勤務する地域交流センター管理員	(1) 保健福祉課、保護課（本庁に置かれるものを除く。）、保護第一課、保護第二課又は保護第三課に勤務する職員（保育士（市長が指定する者に限る。以下同じ。）を除く。）、が、直接住民に対して行う福祉に関する指導、相談等の業務に従事したとき (2) 子ども総合センター、障害福祉センター又は地域交流センターに勤務する職員（保育士を除く。）、が、直接住民に対して行う福祉に関する指導、相談等の業務に従事したとき (3) 子ども総合センター又は保育所に勤務する保育士が、福祉に関する業務に従事したとき (4) 地域交流センターに勤務する地域交流センター管理員が、福祉に関する相談等の補助業務に従事したとき	36,071 千円	(1)の業務 社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等 日額 490 円 その他の職員 日額 430 円 (2)の業務 児童福祉司、身体障害者福祉司 日額 490 円 その他の職員 日額 220 円 (3)の業務 日額 300 円 (4)の業務 日額 220 円
行 旅 病 人 等 収 容 手 当	職員	行旅病人若しくは行旅死体の収容作業又は精神障害者の搬送作業に従事したとき	51 千円	行旅病人の収容作業 1 件につき 900 円 行旅死体の収容作業 1 件につき 2,060 円 精神障害者の搬送作業 1 件につき 450 円

税 務 従 事 手当	市税の賦課徴収 に関する事務を 分掌する課に勤 務する職員	市税の賦課徴収事務に従 事したとき	9,408 千円	日額 290 円
国 保 事 務 従事手当	国民健康保険に 関する事務を分 掌する係（本庁 に置かれる当該 係を除く。）に 勤務する職員	国民健康保険料の賦課徴 収事務に従事したとき	1,598 千円	日額 170 円
火 葬 業 務 手当	斎場に勤務する 一種業務員	火葬業務に従事したとき	—	日額 1,850 円
防 疫 作 業 手当	保健所東部生活 衛生課に勤務す る防疫指導員、 防疫員及び自動 車運転手	防疫員が防疫作業の計画 、指導等の業務に従事し たとき又は防疫員若しく は自動車運転手が防疫作 業に従事したとき	—	防疫指導員 日額 1,800 円 その他の職員 日額 1,700 円
指 導 員 手 当	環境業務指導員	環境作業の計画、指導等 の業務に従事したとき	—	環境センター工場 に勤務する環境業 務指導員 日額 1,100 円 その他の環境業務 指導員 日額 2,100 円
環 境 セ ン タ ー 作 業 手当	環境センター（ 環境センター工 場を除く。）に 勤務する自動車 運転手、環境業 務員、自動車整 備士及び環境セ ンター労務員	(1) 廃棄物搬送用自動車 の運転操作・車付作業 、公衆便所の清掃作業 、廃棄物の積込作業、 埋立作業、圧送作業及 び環境業務のための自 動車の整備に従事した とき (2) 環境センター労務員 が、環境業務に従事し たとき (3) 自動車運転手が、環 境業務のため連絡車、 パトロール車その他の 自動車（廃棄物搬送用 自動車を除く。）の運 転に従事したとき	—	(1)の業務 自動車整備士（技 能手を含む。） 日額 1,000 円 その他の職員 日額 2,000 円 (2)の業務 日額 620 円 (3)の業務 日額 1,020 円
動 物 死 体 収集手当	環境センターに 勤務する職員	犬、ねこ等の死体の収 集作業に従事したとき	—	1 体につき 330 円

工場作業手当	環境センター工場に勤務する自動車運転手、環境業務員及び環境センター労務員	(1) 自動車運転手が環境業務のため廃棄物搬送用自動車の運転操作に従事したとき、又は環境業務員が廃棄物の終末処理作業に従事したとき (2) 自動車運転手が環境業務のため連絡車その他の自動車（廃棄物搬送用自動車を除く。）の運転に従事したとき、又は環境センター労務員が環境業務に従事したとき	—	(1)の業務 日額 1,000 円 (2)の業務 自動車運転手 日額 510 円 環境センター労務員 日額 620 円
モーターボート試走手当	職員	競争用のモーターボートの整備のため当該モーターボートの試走に従事したとき	—	日額 240 円

- (注) 1 特殊勤務手当の支給実績（平成30年度決算）等は、普通会計及びその他特別会計に係る特殊勤務手当の支給実績等です。
- 2 平成27年4月1日に廃止した手当については、経過措置として平成28年度は上記支給単価の5分の4の額、平成29年度は5分の3の額、平成30年度は5分の2の額を支給することとしていました。（平成31年4月1日現在において、経過措置は終了しています。）

(5) 時間外勤務手当

平成29年度決算	支給実績	2,081,009 千円
	職員1人当たり平均支給年額	359 千円
平成30年度決算	支給実績	2,078,687 千円
	職員1人当たり平均支給年額	358 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度、平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	異なる	(国) ・支給額 46,300 円 ～ 139,300 円	千円 941,458	円 642,634

初任給調整 手当	新たに医師又は歯科医師として採用された職員に対して、月額 308,600 円を超えない範囲の額を、採用の日から 35 年以内の期間、採用後一定の期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給	同じ	—	千円 30,355	円 2,334,972
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 7,500 円～10,000 円を支給	異なる	(国) ・支給額 6,500 円～ 10,000 円	千円 1,455,755	円 305,254
住居手当	借家・借間等に居住し月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 27,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 770,491	円 293,297
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円を支給	異なる	(国) ・通勤距離が 片道 2 キロメ ートル以上の 職員に支給	千円 1,060,906	円 107,087
単身赴任手 当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 21,882	円 705,871
夜間勤務手 当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 65,503	円 85,180

管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき1,500円～18,000円を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務1回につき3,000円～12,000円(6時間を超える勤務は100分の150の割合を乗じて得た額)	千円 13,641	円 31,431
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円(勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円)を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務1回につき4,400円	千円 111	円 111,300
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
義務教育等教員特別手当	高等学校、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に対して、職務の級に応じ、2,000円～8,000円を支給			千円 311,020	円 58,595
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額の合計に、3/100～22/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	千円 2,808	円 401,097
へき地手当に準ずる手当	へき地手当の支給対象となる学校に異動し、又は勤務する学校が移転したため住居を移転することとなった教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の合計額に異動の日から5年間は4%（5年に達した後の1年間は2%）を乗じて得た額を支給	同じ	—	千円 1,036	円 148,043

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	1, 230, 000 円	(参考) 政令指定都市における最高/最低額	
			1, 669, 000 円／ 500, 000 円	
	副 市 長	980, 000 円	1, 285, 000 円／ 792, 000 円	
報酬	議 長	1, 090, 000 円	1, 179, 000 円／ 779, 000 円	
	副 議 長	980, 000 円	1, 061, 000 円／ 703, 000 円	
	議 員	880, 000 円	960, 000 円／ 648, 000 円	
期末手当	市 長 副 市 長	(平成 3 0 年度支給割合) 6 月期 1. 575 月分 1 2 月期 1. 725 月分 計 3. 3 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成 3 0 年度支給割合) 6 月期 1. 575 月分 1 2 月期 1. 725 月分 計 3. 3 月分		
退職手当		算定方式	1 期の手当額	支給時期
	市 長	給料月額×在職月数×0. 45	26, 568, 000 円	任期毎
	副 市 長	給料月額×在職月数×0. 34	15, 993, 600 円	任期毎

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、平成31年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝4 8 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

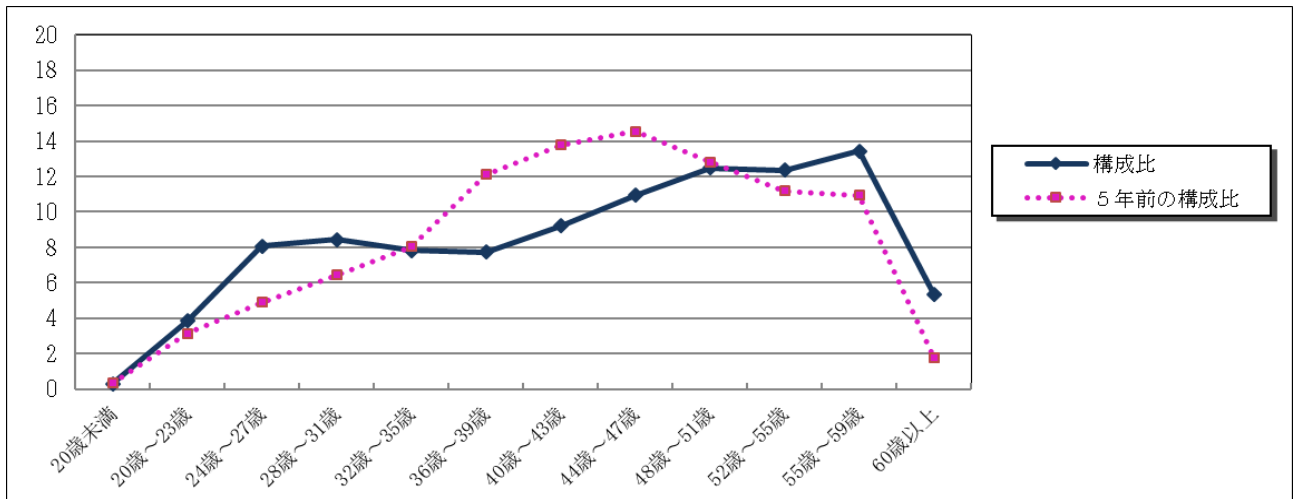
区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年	令和元年		
一 般 行 政 部 門	議 会	30	30	0	
	総 務	1,020	1,036	15	災害救助法改正等に伴う増員
	税 務	388	381	▲7	組織見直しに伴う減員
	労 働	17	20	3	雇用とインバウンドの推進等に伴う増員
	農 林 水 産	82	74	▲8	食の魅力創造・発信室廃止等に伴う減員
	商 工	161	163	2	雇用とインバウンドの推進等に伴う増員

	土 木	993	1,000	7	北九州道路公社派遣引き上げ等に伴う増員
	民 生	1,123	1,151	28	児童虐待防止に向けた体制強化等
	衛 生	774	811	37	病院機構への派遣開始等に伴う増員
	計	4,588	4,666	77	<参考> 人口1万人当たり職員数48.81人 (類似団体の人口1万人当たり職員数45.04人)
特別行政部門	教 育	5,140	5,263	123	再任用者数と新規採用教職員の増加
	消 防	1,000	1,006	6	全国消防救助技術大会準備等に伴う増員
	計	6,140	6,269	129	
小 計		10,728	10,935	207	<参考> 人口1万人当たり職員数114.39人 (類似団体の人口1万人当たり職員数107.36人)
公営企業会計部門等	病 院	1,137	0	▲1,137	病院事業の独立行政法人化
	水 道	321	332	11	水道事業の基本計画策定等に伴う増員
	交 通	65	66	1	
	下 水 道	141	134	▲7	水道部門への区分異動等
	そ の 他	331	333	2	公営競技における地域貢献の取り組み推進
	計	1,995	865	▲1,130	
合 計		12,743 [14,990]	11,800 [12,910]	▲924 [▲2,080]	<参考> 人口1万人当たり職員数123.44人

(注) 1 [] 内は、条例定数の合計です。

2 「人口1万人当たり職員数」とは、平成31年4月1日現在の職員数を平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口で除し、1万を乗じたものです。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	35	453	954	995	925	913	1,086	1,290	1,473	1,458	1,586	632	11,800

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

部門別 \ 年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	4,649	4,609	4,578	4,583	4,588	4,666	17 (0.4%)
教育	730	710	699	5,168	5,140	5,263	4,533 (621.0%)
消防	968	971	979	987	1,000	1,006	38 (3.9%)
普通会計計	6,347	6,290	6,256	10,738	10,728	10,935	4,588 (72.3%)
公営企業等会計計	2,000	2,014	2,021	2,005	1,995	865	▲1,135 (▲56.8%)
総合計	8,347	8,304	8,277	12,743	12,723	11,800	3,453 (41.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

①職員給与費の状況（平成30年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成30 年度	千円 18,104,830	千円 1,000,837	千円 2,778,301	% 15.3	% 14.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 468,009 千円は含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当 り給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当 り給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
平成30 年度	人 338	千円 1,382,566	千円 312,481	千円 567,441	千円 2,262,489	千円 6,694	千円 6,775

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上水道事業	45.2 歳	359,183 円	579,413 円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,645 千円		1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,646 千円	
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（平成３１年４月１日現在）

上水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率） 勤続２０年 勤続２５年 勤続３５年 最高限度額	自己都合 19.6695 月分 28.0395 月分 39.7575 月分 47.709 月分	定年 26.1682 月分 33.96105 月分 47.709 月分 47.709 月分	（支給率） 勤続２０年 勤続２５年 勤続３５年 最高限度額	自己都合 19.6695 月分 28.0395 月分 39.7575 月分 47.709 月分	定年 26.1682 月分 33.96105 月分 47.709 月分 47.709 月分
１人当たり 平均支給額 （平成３０年度）	0 千円	22,387 千円	１人当たり 平均支給額 （平成３０年度）	2,557 千円	22,265 千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45％以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45％以内加算）		

（注）１ 退職手当の１人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

２ 平成３１年３月３１日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が４５歳以上５７歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が２０年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として４５％以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成３１年４月１日現在）

支 給 実 績（平成３０年度決算）		43,602 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）		128,621 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	295 人	3%

エ 特殊勤務手当（平成３１年４月１日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成３０年度決算）		2,444 千円		
支給職員１人当たり平均支給年額 （平成３０年度決算）		20,037 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成３０年度）		36%		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成３０年度決算）	左記職員に対する支給単価

特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所）又は 40 度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき	245 千円	(1)の業務 日額 150 円 (2)の業務 日額 190 円 (3)の業務 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円 (4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
----------------------	-----------	---	---------------	--

夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 00 分までの区分の勤務に従事したとき	2,103 千円	深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。）の全部を勤務した場合 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を勤務した場合 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円
----------	------------	---	----------	--

<平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 30 年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気事業法に規定する主任技術者に選任された職員	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務に従事したとき	110 千円	月額 3,500 円
汚泥処理手当	職員	ちんでん池等の汚泥の搬出作業に従事したとき	6 千円	日額 310 円
行旅病人等収容手当	職員	行旅病人等の死体収容作業に従事したとき	—	1 件につき 2,060 円
水質研究手当	水質試験所に勤務する職員	細菌検査又は劇薬等を使用して水質試験、研究の業務に従事したとき	272 千円	日額 210 円
折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために行う外勤折衝業務に従事したとき	—	日額 650 円

(注) 平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当については、経過措置として平成 28 年度は上記支給単価の 5 分の 4 の額、平成 29 年度は 5 分の 3 の額、平成 30 年度は 5 分の 2 の額を支給していました。(平成 31 年 4 月 1 日現在において、経過措置は終了しています。)

オ 時間外勤務手当

平成 29 年度決算	支 給 実 績	85,193 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	270 千円
平成 30 年度決算	支 給 実 績	73,589 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	239 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 29 年度、平成 30 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 30 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 28,217	円 600,358
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 7,500 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 67,522	円 330,988
住居手当	借家・借間等に居住し月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 27,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 20,662	円 279,215
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円を支給	同じ	—	千円 39,838	円 136,902

単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 5,423	円 154,946
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 495	円 29,088
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

(2) 工業用水道事業

①職員給与費の状況（平成30年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成30 年度	千円 1,295,179	千円 488,366	千円 189,118	% 14.6	% 17.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費5,365千円は含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
平成30 年度	人 24	千円 92,021	千円 21,445	千円 35,683	千円 149,149	千円 6,215	千円 6,872

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
工業用水道事業	43.1 歳	325,717 円	524,196 円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（平成30年度） 392 千円		1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,646 千円	
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」を「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（平成３１年４月１日現在）

工業用水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続２０年	19.6695 月分	26.1682 月分	勤続２０年	19.6695 月分	26.1682 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.96105 月分	勤続２５年	28.0395 月分	33.96105 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
１人当たり 平均支給額 （平成３０年度）	—	０千円	１人当たり 平均支給額 （平成３０年度）	2,557 千円	22,265 千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45％以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45％以内加算）		

- （注）１ 退職手当の１人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
- ２ 平成３１年３月３１日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が４５歳以上５７歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が２０年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として４５％以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成３１年４月１日現在）

支 給 実 績（平成３０年度決算）			2,866 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）			31,054 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	18 人	3%

エ 特殊勤務手当（平成３１年４月１日現在）

区 分			全 職 種	
支給実績（平成３０年度決算）			292 千円	
支給職員１人当たり平均支給年額 （平成３０年度決算）			18,262 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成３０年度）			66.7%	
手当の種類（手当数）			２種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成３０年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所）又は 40 度以上の傾斜地において水道事	7 千円	(1) の業務 日額 150 円 (2) の業務 日額 190 円 (3) の業務 監督に従事する職員

		業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき		1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円 (4) の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5) の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
--	--	--	--	---

夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 00 分までの区分の勤務に従事したとき	745 千円	深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。）の全部を勤務した場合 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を勤務した場合 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円
----------	------------	---	--------	--

＜平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）＞

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 30 年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気事業法に規定する主任技術者に選任された職員	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務に従事したとき	14 千円	月額 3,500 円
汚泥処理手当	職員	ちんでん池等の汚泥の搬出作業に従事したとき	—	日額 310 円
行旅病人等収容手当	職員	行旅病人等の死体収容作業に従事したとき	—	1 件につき 2,060 円
水質研究手当	水質試験所に勤務する職員	細菌検査又は劇薬等を使用して水質試験、研究の業務に従事したとき	—	日額 210 円
折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために行う外勤折衝業務に従事したとき	—	日額 650 円

(注) 平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当については、経過措置として平成 28 年度は上記支給単価の 5 分の 4 の額、平成 29 年度は 5 分の 3 の額、平成 30 年度は 5 分の 2 の額を支給していました。(平成 31 年 4 月 1 日現在において、経過措置は終了しています。)

オ 時間外勤務手当

平成 29 年度決算	支 給 実 績	6,850 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	298 千円
平成 30 年度決算	支 給 実 績	2,218 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	89 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 29 年度、平成 30 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 30 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 —	円 —
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 7,500 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 719	円 55,308
住居手当	借家・借間等に居住し月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 27,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 1,250	円 250,040
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円の金額を支給	同じ	—	千円 783,270	円 34,055

単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	— 千円 650	— 円 49,980
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	— 千円	— 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	— 千円	— 円

(3) 下水道事業

①職員給与費の状況（平成30年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成30 年度	千円 25,888,809	千円 798,040	千円 1,054,442	% 4.1	% 4.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 458,722 千円は含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
平成30 年度	人 154	千円 629,017	千円 155,690	千円 263,704	千円 1,048,411	千円 6,808	千円 6,742

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下水道事業	42.7 歳	344,247 円	555,076 円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,690 千円		1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,646 千円	
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」を「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（平成３１年４月１日現在）

下水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続２０年	19.6695 月分	26.1682 月分	勤続２０年	19.6695 月分	26.1682 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.96105 月分	勤続２５年	28.0395 月分	33.96105 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
１人当たり 平均支給額 （平成３０年度）	０ 千円	21,379 千円	１人当たり 平均支給額 （平成３０年度）	2,257 千円	22,265 千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （４５％以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （４５％以内加算）		

（注）１ 退職手当の１人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

２ 平成３１年３月３１日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が４５歳以上５７歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が２０年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として４５％以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成３１年４月１日現在）

支 給 実 績（平成３０年度決算）			20,196 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（平成３０年度決算）			129,463 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	127 人	3%

エ 特殊勤務手当（平成３１年４月１日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成３０年度決算）		2,287 千円		
支給職員１人当たり平均支給年額 （平成３０年度決算）		45,736 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成３０年度）		32.4%		
手当の種類（手当数）		１種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成３０年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所）又は 40 度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従	68 千円	(1)の業務 日額 150 円 (2)の業務 日額 190 円 (3)の業務 監督に従事する職員 １日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル

		事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき	ル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円 (4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
--	--	--	--

<平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 30 年度決算)	左記職員に対する支給単価
-------	----------	----------	----------------------	--------------

高気圧手当	職員	圧搾空気内で行う下水道管渠等の建設工事の調査、検査等の作業に従事したとき	—	従事した1時間につき 気圧が0.2メガパスカルまでのとき 210円 気圧が0.2メガパスカルを超え、0.3メガパスカルまでのとき 560円 気圧が0.3メガパスカルを超えるととき 1,000円
電気主任技術者手当	電気事業法に規定する主任技術者に選任された職員	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務に従事したとき	49千円	月額3,500円
下水処理業務手当	東部浄化センター、西部浄化センター又は水質管理課に勤務する一般技術員(管理者が指定する者を除く。)	下水処理に関する業務に従事したとき	2,127千円	管理者が定める職員 日額790円 上記以外の職員 日額260円
行旅病人等収容手当	職員	行旅病人等の死体収容作業に従事したとき	—	1件につき2,060円
水質研究手当	水質試験所に勤務する職員	細菌検査又は劇薬等を使用して水質試験、研究の業務に従事したとき	—	日額210円
折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために行う外勤折衝業務に従事したとき	—	日額650円
受益者負担金事務従事手当	下水道事業受益者負担金の賦課徴収に関する事務に常時従事する職員	下水道事業受益者負担金の賦課徴収に関する事務に従事したときに支給する。	42千円	日額160円

(注) 平成27年4月1日に廃止した手当については、経過措置として平成28年度は上記支給単価の5分の4の額、平成29年度は5分の3の額、平成30年度は5分の2の額を支給していました(平成31年4月1日現在において、経過措置は終了しています。)

オ 時間外勤務手当

平成 29 年度決算	支 給 実 績	43,194 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	1,878 千円
平成 30 年度決算	支 給 実 績	45,097 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	327 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- 2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 29 年度、平成 30 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成 30 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 13,470	円 585,672
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 7,500 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 30,677	円 337,104
住居手当	借家・借間等に居住し月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 27,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 11,304	円 297,476
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円の高額を支給	同じ	—	千円 18,862	円 149,697

単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 52	円 17,333
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

(4) 交通事業

①職員給与費の状況（平成30年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成30 年度	千円 1,833,881	千円 ▲89,976	千円 1,231,488	% 67.2	% 67.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はありません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
平成30 年度	人 66	千円 247,269	千円 97,168	千円 106,308	千円 450,745	千円 6,829	千円 7,245

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
交通事業	47.8歳	317,334円	565,929円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うちバス事業運転手)

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	49.1歳	40人	289,433円	405,173円	319,367円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B
北九州市	営業用バス運転者	50.7	382,500円	1.06

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
北九州市	6,229,820円	4,589,500円	1.36

(注) 1 民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査（平成28年～30年の3ヶ年平均）のデータを使用しています。

- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 営業用バス運転者の「平均月収額」は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与月額」に「年間賞与その他特別給与額」を12で除した額を加えた試算値です。
- 4 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額、平均月収額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値です。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

交通事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,611千円		1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,646千円	
（平成30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分		（平成30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

（注）1 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」を「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

交通事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額 （平成30年度）	—	9,068千円	1人当たり 平均支給額 （平成30年度）	2,557千円	22,265千円
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 平成31年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（平成 30 年度決算）			7,998 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 30 年度決算）			121,189 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	66 人	3%

エ 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成 30 年度決算）		1,809 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （平成 30 年度決算）		56,538 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成 30 年度）		48.5%		
手当の種類（手当数）		3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成 30 年度決算）	左記職員に対する支給単価
待機手当	旅客自動車運転者	勤務の途中において待機を要する勤務に従事したとき	754 千円	運輸主任 1 時間につき 150 円 それ以外の職員 1 時間につき 140 円
夜間特殊業務手当	旅客自動車運転者	正規の勤務時間として深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで）において業務に従事したとき	1,021 千円	深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 勤務 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 勤務 1 回につき 410 円
長距離運転手当	旅客自動車運転者	貸切勤務で、1 日の運行距離が 350 キロメートルを超える乗務に従事したとき	34 千円	1 日の運行距離が 350 キロメートルを超え 470 キロメートル以下のとき 日額 690 円 470 キロメートルを超え 570 キロメートル以下のとき 日額 1,030 円 570 キロメートルを超えるとき 1 日につき 1,030 円に 570 キロメートルを超える 50 キロメートルごとに 1,000 円を加算した額

オ 時間外勤務手当

平成 29 年度決算	支 給 実 績	52,820 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	866 千円
平成 30 年度決算	支 給 実 績	56,443 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	896 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 29 年度、平成 30 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (平成 30 年 度決算)	支給職員 1 人当たり平 均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 3,579	円 596,538
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 7,500 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 15,286	円 347,409
住居手当	借家・借間等に居住し月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 27,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 3,006	円 300,570
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円を支給	同じ	—	千円 7,432	円 119,869

単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	— 千円	— 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	— 千円	— 円

(5) 公営競技事業

①職員給与費の状況（平成 30 年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成 30 年度	千円 101,548,968	千円 3,280,881	千円 379,379	% 0.4	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はありません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
平成30 年度	人 37	千円 161,266	千円 54,492	千円 68,509	千円 284,267	千円 7,683	千円 —

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
公営競技事業	45.7 歳	367,905 円	628,037 円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公営競技事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,877千円		1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,646千円	
（平成30年度支給割合）		（平成30年度支給割合）	
期末手当 2.60月分 （1.45）月分	勤勉手当 1.85月分 （0.9）月分	期末手当 2.60月分 （1.45）月分	勤勉手当 1.85月分 （0.9）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20％ ・管理職加算 8～25％		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20％ ・管理職加算 8～25％	

- (注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。
2 管理職加算の割合は、当分の間「8%～25%」を「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

公営競技事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分	勤続20年	19.6695 月分	26.1682 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.96105 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり 平均支給額 （平成30年度）	—	23,713 千円	1人当たり 平均支給額 （平成30年度）	2,557 千円	22,265 千円

その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)
-----------------------------------	-----------------------------------

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
- 2 平成31年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支 給 実 績（平成30年度決算）			5,452 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			145,775 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	38 人	3%

エ 時間外勤務手当

平成29年度決算	支 給 実 績	一千円
	職員1人当たり平均支給年額	一千円
平成30年度決算	支 給 実 績	29,937 千円
	職員1人当たり平均支給年額	996 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度、平成30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

オ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 6,149	円 683,211
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 7,930	円 343,309

住居手当	借家・借間等に居住し月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 27,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 1,930	円 321,667
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円の高額を支給	同じ	—	千円 4,170	円 131,122
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 868	円 333,846

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	— 千円	— 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	— 千円	— 円